

# 役員変更登記は お済みですか？



# 兵庫県司法書士会

# 無料電話相談会

# 6月1日↓ 29日

兵庫県下では、平成24年2月27日(月)より、商業・法人口事務の  
集約化の実施に伴い、会社や法人の登記の管轄が神戸地方支庁(本局1庁)となりました。  
定時株主総会の時期を迎え、これまで役員変更登記を本人申請で行っていた企業をはじめ  
申請手続きに不備や負担を感じられる企業も多いのではないのでしょうか。  
そこで、多くの企業定時株主総会後の役員変更登記を行う9月を、  
役員変更登記のお済みですが月間として、登記の専門家であり、身近な法律家である  
司法書士による役員変更登記等の無料電話相談会を行います。お気軽にご利用ください。



ご相談専用電話 **078-341-9052** 受付時間: 平日 13時→16時

無料電話相談会の詳細は、兵庫県司法書士会のホームページでもご確認いただけます。 [兵庫県司法書士会](http://www.shihohyo.or.jp/)

<http://www.shihohyo.or.jp/>